



第40号

発行所
一迫花山商工会
栗原市一迫真坂字高橋10番地
電話 本所 (0228) 52-3300
支所 (0228) 56-2068
発行責任者
斎藤 昭 芳

一迫花山夏まつり情報
みんなで明日へ
第37回
一迫夏まつり
大会
平成24年
8.14(火)
午後8時打ち上げ
栗原市一迫中央公園隣
迫川河畔
■主催 一迫夏まつり花火大会実行委員会
■後援 栗原市・一迫観光協会・一迫花山商工会
※駐車場は臨時駐車場をご利用ください。

一迫花火大会

夏の風物詩として地域の皆様に親しまれて来ました花火大会を本年は開催致します。

昨年は東日本大震災の関係で中止せざる状況にありました。本年は厳しい社会情勢でありますが、皆様のご協力・ご支援により開催します。

尚、商工会青年部主催の灯ろう流し大会を同時開催致します。施主募集致しますので、詳細は青年部コーナー(裏面)をご覧ください。

◇日時 8月14(火) 午後8時

※雨天の場合8月17日、19日

◇場所 一迫中央公園隣

一迫川河畔

※臨時駐車場の利用をお願いします

灯ろう流し

◇日時 8月14(火) 午後7時

※雨天の場合8月17日、19日

◇場所 長崎川特設会場

(祇園橋〜田川橋間)



ミニ売店コーナー

◇日時 8月14(火) 午後4時

◇場所 ㈱イサミ自動車さん敷

地内 特設会場

真坂地区

◇日時 8月15(水) 午後7時

◇場所 一迫活性化センター前

駐車場

◇催物 パレード(秋葉神社・羽黒神社出発)活性化センターにて合流

輪踊り

姫松地区

◇日時 8月12(日) 午後3時

◇場所 一迫農村婦人の家

◇催物 錦流舞踊団

よさこい「迎」

カラオケ大会

ミニ縁日コーナー

川口地区

◇日時 8月15(水) 午後7時

◇場所 改善センター駐車場

◇催物 盆踊り大会

縁日コーナー

長崎地区

◇日時 8月13(月) 午後7時

◇場所 長崎小学校駐車場

◇催物 盆踊り(栗原音頭・花笠太鼓・東北音頭)

花山地区

花山夏まつり

◇日時 8月13(月) 午後7時

◇場所 自然薯の館駐車場

◇催物 盆踊り大会

ゲーム等

夏のイベント
商店街にぎわいづくり戦略事業実行委員会
ちびっこにぎわい夏まつり

日頃より、真坂地区商店会をご利用下さいましてありがとうございます。皆様のご愛顧に感謝を込めて今年度も元気に「商店街にぎわいづくり戦略事業」を展開して参ります。お買い物は真坂地区商店会加盟店をご利用下さい。

ちびっこミニ縁日

8月14日(火) 午後4時(雨天 17日、19日)
会場・本町 ㈱イサミ自動車さん敷地内 特設会場



・流しそうめん
・金魚すくい
・ちびっこゲーム

(数に限りがありますので終了の際はご了承下さい)
※詳しくは8月9日の河北新報折込をご覧ください。



ミニ七夕飾り付けコンテスト

8月14日(火)まで
会場・一迫ふれあいホール「ホワイエギャラリー」

放課後児童クラブやデイサービスなどで制作いただいたミニ七夕飾り付けを展示いたします。期間中、是非ご覧下さい。



期間中、参加店による
ワゴンセール実施(8月15日まで)

頑張ってます

建築板金工業

三浦板金店

●事業所

栗原市一迫字川口小滝25-1

電話 54-2063

FAX 54-2087

●営業内容

住宅・作

業場・屋根

施工・雨樋

・外壁・ス

テレンス施

工など。

●これから

の目標は

地域の皆



様方に、安心と信頼のある仕事を届けていきたいと思っております。そして、「あなたの町の屋根やさん」と言われるほどの、知名度を上げていきたいと考えています。

●お店のPR

屋根工事施工後、人為的ミスで雨漏り等があった場合は、10年間無料保証で、対応させて頂く施工保証書を独自で出しています。

経験と自信をいかして従業員一同、仕事をしています。お客様の価格と相談しながら、無料見積り・無料診断も行っております。

●地域活性化についてどうお考えですか?
若者の、地域離れが一番重要

だと思っています。昔は、自分の家から職場に通えることが当たり前だったのが、今では通える場所に仕事が無い状況が増えています。今だからこそ、地域の一人、一人が真剣に活性化について考えなければならない、思う日々です。

●商工会への要望

もっと、商工会の仕組みなど、商工会員以外の皆様にも、広く知って頂

いた方がいいのかもしれないと思います。これからも、専門的な提案やアドバイスをさせて頂いて





栗駒山は、岩手・宮城内陸地震から四回目、東日本大震災からまる一年目の夏を迎えました。東日本大震災では、先の震災と違い、放射線の問題が私たちを苦しめています。山の山菜や、きのこ、魚、農作物まで沢山の物が規制を受け自由に採る事も、販売する事も出来なくなりました。私たちの生活を永遠に脅かし子供達の未来に大きな不安を残

しました。その結果栗駒に山菜取りに入る人の姿も無く、岩魚釣りを楽しむ釣り人も無く、寂しい夏を迎えています。それでも、ブナ林を散策したり、千年クロベを見学に来る山好きグループが戻って来ました。緑濃い木々の森の中を抜ける涼しい風を肌を感じ、ハクサンチドリ、キンコウカ、シヤクナゲ、などの花を楽しみながら歩けば、心安らぎます。

そして、仕上げに温泉で汗を洗い流して、ビールを飲めば極楽ですね。栗駒五湯の一つ湯浜温泉が、二度の震災を乗り越え七月末にいに再開しました。ボーリング工事の



末高温の温泉が湧き出しめでたく復活しました。当分の間は、日帰り入浴のみの営業ですが、八月中旬からは、宿泊も出来るようになるようです。どうぞ皆さん、出掛けて見ましよう。栗駒山麓では、珍しい源泉です。

のコネクションを使って地元企業の希望する販売先へ橋渡しを行います。
（地元企業社員の同行が必要ですが。）
補助支援
販路Navi事業にご参加の企業等が、展示会出展の場合、展示会出展費用を一部補助支援致します。
対象企業 県内中小企業者（個人事業者含）
対象商品 県内生産の完成品（工業系・食品系）
販路開拓先 首都圏を中心とする全国
費用 自社保員旅費等は企業負担となります。
申し込み 常時受付中
詳しくはご説明致します。
お問い合わせ（公財）みやぎ産業振興機構 企画調整課
☎022-225-6639（直通）

利益をアップさせたい！
○従業員のやる気を高める社員教育を実施したい！
○店舗を改築して、集客力のあつ魅力的な店舗にしたい！
○集客力の高いホームページを作成し、利益を伸ばしたい！
対象 経営の向上を目指す方及び創業をお考えの方
支援内容 経営全般・金融・税務会計・労務管理・店舗設計・商品開発・デザイン・特許など
派遣 専門家を相談希望者に直接派遣し、経営・技術上の様々な課題に対して具体的・実践的な指導を行います。
・専門家の派遣は無料です（一企業、一テーマにつき一回）。
・企業情報・相談者の秘密は厳守いたします。

青年部コーナー
灯ろう流し施主募集中
先祖の供養・家内安全・健康を願い、約三〇〇ヶを長崎川に浮かべます。
施主を募集しておりますので、左記まで申し込み願います。
◆申込先 一迫花山商工会へ
8月13日まで
◆料金 一ヶ1,000円
（灯ろう・供養代金）

★金融相談日のお知らせ★
■相談日程 8月8日(水)・22日(水)
9月5日(水)・26日(水)
■相談時間 午前10時～午後4時まで
■場所 一迫花山商工会本所
※事業資金でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。
※ご相談の際は、あらかじめ電話等で予約の上ご来所願います。

広報編集委員会
広報編集委員会委員の改選により左記の方々が新たに委嘱されましたので紹介します。

インフォメーション

特別徴収へ切り替えのお願い
従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ

従業員は、特別徴収義務者の指定も検討しております。
特別徴収制度とは？
従業員（納税義務者）の個人住民税を事業主（給与支払者）が給与から引き落とし（特別徴収）、従業員に代わって納入していただく制度です。

従業員は、特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払い者を受けます。地方税法では、特別な事情がない限り、給与所得者の個人住民税は、事業主が特別徴収して納入しなければなりません。

中小企業商品販売力等育成支援事業
（販路Navi事業）
応募商品募集
震災で減少した販売量を首都圏等で積極的に伸ばしていくとお考えの地元企業を支援する制度です。
販路拡大支援
大手商社・メーカーのOB（販路ナビゲーター）が、自ら

エキスパートバンク
専門家派遣事業
専門家のアドバイスがあなたの企業をバックアップ!!
エキスパートバンクとは、小規模事業者及び創業予定者の必要とする専門的な経営・技術・技能について深い知識を有する専門講師を選定し、あなたの工場やお店へ直接派遣して適切な指導・助言を行う制度です。
企業の悩みを私たちが解決します！
○経営内容を見直して、売上・

編集後記
梅雨が明け夏本番、暑中お見舞い申し上げます。九州地方は大変です。時に、各地から夏まつりの声が聞かれます。当地夏まつり花火大会の準備も地域の皆様のご協賛・協力により順次進められております。昨年震災で中止されたお祭りを復興に向けて皆さんで頑張り、元気になること、そして益々絆が深まり、紙面を通じて地域の皆さんと歩む商工会でありたい。

田代

従業員は、特別徴収義務者の指定も検討しております。
特別徴収制度とは？
従業員（納税義務者）の個人住民税を事業主（給与支払者）が給与から引き落とし（特別徴収）、従業員に代わって納入していただく制度です。

従業員は、特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払い者を受けます。地方税法では、特別な事情がない限り、給与所得者の個人住民税は、事業主が特別徴収して納入しなければなりません。

従業員は、特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払い者を受けます。地方税法では、特別な事情がない限り、給与所得者の個人住民税は、事業主が特別徴収して納入しなければなりません。

従業員は、特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払い者を受けます。地方税法では、特別な事情がない限り、給与所得者の個人住民税は、事業主が特別徴収して納入しなければなりません。

従業員は、特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払い者を受けます。地方税法では、特別な事情がない限り、給与所得者の個人住民税は、事業主が特別徴収して納入しなければなりません。

従業員は、特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払い者を受けます。地方税法では、特別な事情がない限り、給与所得者の個人住民税は、事業主が特別徴収して納入しなければなりません。

従業員は、特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払い者を受けます。地方税法では、特別な事情がない限り、給与所得者の個人住民税は、事業主が特別徴収して納入しなければなりません。

田代